



STOP! コロナ差別

加東市感染症の患者等の人権擁護に関する条例

感染症を理由とする差別を防ぎ、だれもが安心して暮らせるまちづくりのため、「加東市感染症の患者等の人権擁護に関する条例」を令和3年2月8日に公布・施行しました。

第1条 目的

この条例は、新型コロナウイルス感染症をはじめとする社会生活に重大な影響を及ぼす感染症の患者等の人権を擁護するため、基本理念を定め、市の責務を明らかにするとともに、市民及び事業者の役割を定めることにより、感染症を原因とする人権の侵害を未然に防止し、もって市民一人一人が安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的とする。

感染症は、わたしたちの健康や生活をおびやかすだけでなく、感染することへの不安や恐れから病気にかかわる人を遠ざけたり差別したりする行為を生み、人と人とのつながりまでこわしてしまうことがあります。そこで、市からはたらきかけだけでなく、市民や事業者のみなさまとも協力して感染症による差別のない、だれもが安心して暮らせる加東市を実現することを目的としています。

第2条 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 感染症 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）等の社会生活に重大な影響を及ぼす感染症をいう。
- (2) 事業者 市の区域内において、事業を行う法人その他の団体（学校等を含む。）又は事業を行う個人をいう。
- (3) 感染症の患者等 次のアからエに掲げる者をいい、当該者が所属する事業者、地域等を含む。
 - ア 感染症の患者、感染症にり患しているおそれがある者、感染症にり患し治癒した者、感染症の患者と接触した者及びその家族
 - イ 医療・福祉従事者等、職務上、感染症にり患する可能性が高いと考えられる労働環境下での業務に従事している者及びその家族
 - ウ 生活物資の輸送又は販売等、職務上、感染症にり患する可能性が相対的に高いと考えられる労働環境下で、社会機能の維持に不可欠な業務に従事する者及びその家族
 - エ 海外から帰国した者、訪日外国人、帰省者及びその家族

第2条は、条例で用いている用語の定義を定めています。

「感染症」については、現在まん延している新型コロナウイルス感染症のほか、これから発生する可能性がある感染症も想定しています。

「事業者」とは、市内で商業や工業などの事業を営む法人や団体・個人のほか、学校やこども園などを含みます。

「感染症の患者等」とは、感染症の患者・接触者・回復者とその家族のほか、医療・介護従事者、物流や小売業などに従事する感染リスクの高いエッセンシャルワーカーとその家族、海外や国内の市区町村から加東市へ帰省した方とその家族と定め、これらの方の勤務先や学校・地域等を含みます。

第3条 基本理念

何人も、感染症の患者等に対して、り患していること、り患しているおそれがあること又はり患していたことを理由として、偏見、誹謗中傷、不当な差別又はプライバシーの侵害（以下「人権侵害行為」という。）をしてはならない。

第3条は、この条例の根底にある基本的な考え方です。

感染症にかかっていることや、かかっていたこと、かかっている恐れがあることを理由として、根拠のない悪口を言ったり、差別的な対応をしたり、また、私生活の情報を勝手に公開したりすることは、誰であってもしてはいけないことである、と定めています。

第4条 市の責務

市は、感染症に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、市民の人権意識の高揚を図るため、人権教育及び人権啓発のための施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、市内に住所を有する感染症の患者等からの人権に関する相談に応じ、関係機関と連携して、必要な助言及び支援をするものとする。

第4条は、市の責任と義務について定めています。

市は、感染症に関する情報や感染症の患者等の立場を理解するための情報を広めるとともに、市民のみなさまの人権意識を高めるための教育・啓発を積極的に行います。また、感染症の患者等からの人権相談に応じ、人権擁護委員や法務局などと連携して、必要な支援を行います。

第5条 市民の役割

市民は、第3条に掲げる基本理念を理解し、感染症に関する正しい知識を持ち、差別のない地域社会づくりに努めなければならない。

第5条は、市民のみなさまの役割について定めています。

市民のみなさまには、感染症を理由とする人権侵害をしてはならないという基本理念に基づいて、不確かな情報をう呑みにせず、地域の中で感染症の患者等が孤立することがないように、思いやりのある行動をお願いしています。

第6条 事業者の役割

事業者は、第3条に掲げる基本理念を理解し、そこに所属する者及びその家族が、感染症にり患したこと、り患しているおそれがあること又はり患していたことを理由として、人権侵害行為を受けることがないように努めなければならない。

第6条は、事業者のみなさまの役割について定めています。

事業者のみなさまには、感染症を理由とする人権侵害をしてはならないという基本理念に基づいて、その組織に属する方やその家族が、組織の中で孤立したり、人権侵害を受けたりすることがないように、十分な配慮をお願いしています。

だれもが互いを認め合い
みんなの笑顔あふれる
人権尊重のまち 加東市



加東市マスコット
加東伝の助